本共産党 住宅リフォーム助成条例を議員提案

市民も増えます。そのことが たリフォーム工事を発注する できれば、これまで控えてい 住宅リフォーム助成制度が

設業者を使って、 ||度」とは 住宅リフォーム助成 才 住宅のリフ 1 ム助

市民が市内の中小零細建 成

業者の経営が好転すれば、 の税収も増えることになりま 雇用も守ることができます。 川 職人さんを含む労働者の 業 者の 仕 事の 確 市

者に少しでも仕事が増えるように、日本共産党は6月議 対策に切り替えることが必要と考えています。特に建設不 います。日本共産党は、これまでの政治が進めてきた大 年来の深刻な経済危機のもとで、 | 住宅リフォーム助成条例 | を議員提案しました。 、失業や倒産が 、内需拡大の経済 小零細建設業

2010年6月6日 NO. 1508 【発行】

日本共産党 市会議員団

ご相談は市役所 議員団控室へ

私部 1-1-1 **2892-0121** (内線 301)



上 さち子 倉治 6-17-13 **2893-6785**



さかの 光 雄 私部 1-38-23 **2893-1083**



さらがい ふみ 星田 7-44-21 **2835**

工新聞調べ、

2010年3月

31日現在

で実施されています。

(全国商

30 都道府県の154自治体 経済の活性化策として、全国 制度です。

中小業者の仕事確保や地域

しました。

当する額とし、

上限30万円と

定割合の助成金を支給する

工事費の100分の10に相

一提案した助成の額

ームを行う際に、

工事費の

交野市住宅リフォーム助成条例案 骨子

1. 目的

この条例は、市民が市内施工業者により、自己の居住する住宅等の改良・改善工事を行った場 合に、その経費の一部を助成することにより、市民の生活環境の向上に資するとともに、多岐 にわたる業種に経済効果を与え、市内産業全体の活性化を図ることを目的とする。

2. 助成対象者

市内に住所を有し、対象住宅の所有者であること

3. 助成対象住宅等

助成の対象となる住宅等は、市内に存する個人住宅及びこれに付属する施設とする。

4. 助成対象工事

- (1) 屋根のふきかえ、外壁の改修、ベランダの改修、玄関フード設置・補修等
- (2) 壁紙、天井、ふすまの張り替え、カーペット、フローリング、畳の交換等模様替えのた めの工事
- (3) バリアフリー対応型住宅改修工事 その他 太陽光・太陽熱発電設備、耐震、駐車場、防犯などの工事

5. 助成金の額

助成金の額は、対象工事に要した経費の 100 分の 10 に相当する額とし、30 万円を限度と する。

6. 理由

長引く不況で、市民の所得減並びに市内経済の低迷が続いているもとで、市民の住宅リフォー ムの願いにこたえ、生活環境の質の向上を図り、市内産業全体の活性化を促すため。